

《参考資料》

わた SHIGA 輝く 国スポ・障スポ米原市ボランティア募集要項

1 趣旨

この要項は、本市で開催される第 79 回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く 国スポ・障スポ」および競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）において、市民一人一人が「支えるスポーツ」として、それぞれの立場で積極的に参加し、本市を訪れる全ての方々を心のこもったおもてなしでお迎えするとともに、喜びと感動を共有する大会とするため、大会の運営に携わるボランティアの募集に関し、必要な事項を定める。

2 募集主体

わた SHIGA 輝く 国スポ・障スポ米原市実行委員会（以下「実行委員会」という。）とする。

3 募集期間

令和 5 年 10 月 2 日から令和 7 年 5 月 30 日までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じて期間を変更できるものとする。

4 応募要件

平成 25 年 4 月 1 日以前に生まれた方（令和 7 年度において中学生以上の者）で、以下のいずれかに該当するものとする。ただし、応募時点で 18 歳未満の方の申込みについては、保護者の同意を得なければならない。

- (1) 本市に在住、通勤、通学している個人、または本市に活動拠点を有する団体
- (2) 前号以外に、実行委員会が必要と認めた個人および団体

5 応募方法

指定の登録申込書に必要事項を記載の上、実行委員会事務局（米原市教育委員会スポーツ推進課 国スポ・障スポ大会推進室内）へ持参、メール、郵送またはファックス等により行う。なお、団体で応募する場合は、登録団体名簿を添付するものとする。

6 登録、変更および取消

- (1) 応募要件を満たした応募者（以下「登録者」という。）については、市が管理する「米原市スポーツボランティア（以下「マイボラ」という。）」に登録されるものとする。

(2) 実行委員会は、次のいずれかに該当すると認める場合は、マイボラの登録を取り消すことができる。

ア 本人または団体の代表者から登録取消の届出があったとき。

イ 大会のイメージを損なう行為があったとき。

ウ 大会運営に支障があると判断したとき。

7 活動期間

マイボラの登録日から大会終了日までとする。ただし、登録日時点において小学生の場合は、中学校入学後に活動開始（研修会等を含む。）とする。

8 活動区分および活動内容

大会の運営および機運醸成に関するイベント等に携わるボランティアの主な活動内容は、次のとおりとする。

区分	主な活動内容
受付・案内	駅、競技会場等での受付、案内、資料配布、介助・誘導等
接客サービス	休憩所等でのドリンクサービス、弁当配布・回収等
会場整理	競技会場等の準備、来場者の誘導等
環境美化	競技会場内外の清掃・美化、草花等への給水等
交通整理	駅および会場周辺の誘導、駐車場の交通整理等
その他	上記のほか、大会運営に関する活動

9 活動内容の決定

登録者の具体的な活動内容および活動日時については、登録申込書等を参考に決定するものとする。

10 研修会等

実行委員会は、登録者に対し、大会に関する認識を深め、円滑な運営を行えるよう、必要に応じて説明会および研修会（以下「研修会等」という。）を実施するものとする。

11 報酬および交通費等

(1) ボランティア活動および研修会等の参加に係る報酬は無償とし、交通費について

は登録者の自己負担とする。

- (2) ボランティアの活動に当たっては、ボランティアであることが識別できる服飾等を必要に応じて実行委員会が支給するものとし、活動に従事する登録者はこれを必ず着用しなければならない。

12 保険

ボランティア活動および研修会等の参加に係る保険については、実行委員会の負担で「傷害保険」および「損害賠償責任保険」に加入するものとする。ただし、ボランティア活動および研修会等以外の活動における事故等について、実行委員会は責任を負わないものとする。

13 個人情報の取扱い

実行委員会は、応募者の個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他関係法令の規定に基づき、適正に管理・保護する。ただし、申込み時にわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）、警察および警備関係者への情報提供に同意している場合は、当該関係機関からの要請に応じて登録申込書の情報を提供することができるものとする。

14 写真および動画の取扱い

ボランティアの活動等の状況が撮影された写真および動画は、大会の活動等の状況を報告する目的の限りにおいて、実行委員会公式ウェブサイト、大会報告書およびその他広報媒体に掲載することができるものとする。

15 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、令和5年10月2日から施行する。

付 則

この要項は、令和6年3月18日から施行する。

For the「国スポ・障スポ2025」

ジョイスポパーク

みんなで参加して、楽しむ、スポーツパーク！

ジョイン

エンジョイ

スペシャル
ゲストのみなさん



村田和哉さん
(元Jリーガー)



コカ・コーラ
レッドスパークスさん
(ホッケー国内トップチーム)



ロッチ中岡創一さん
(日本ホッケー協会公認アンバサダー)



TAISUKEさん
(世界的フレイクダンサー)



yokkoさん
(手話シンガーソングライター)



Diversityさん
(湖北を代表する中高生ダンサー)

2023

みんな ぜひきてね♪

ジョイスポパーク

家族みんなが
楽しめるイベントが
盛りだくさん

2023 10.15  SUN

10:00～15:00

参加
無料

詳しくは
市のHPへ



伊吹第1グラウンド

(米原市春照77-1)

OSPホッケースタジアム

(米原市春照105)

※雨天の場合、室内開催をします。

室内開催の判断は10月13日(金)に行います。

判断結果は米原市スポーツ公式Instagram、市HPにて掲載します。

会場：伊吹山麓青少年総合体育館 & 伊吹山中学校体育館

★室内は上靴が必要です。ご持参ください。

ジョイスポパーク 2023

スポーツ たいけん 体験コーナー

30m走、モルック、靴とぼし、
グラウンドゴルフ、玉当て、追跡中、
BlueSticks SHIGAとホッケー対決、
コカ・コーラとホッケー体験、
ユニホック体験、ストラックアウト、
スピードガンコンテスト
ヴィアベンテン滋賀とサッカー体験

ほかにもワクワクするスポーツが
たくさんあるよ！

キッチンカーパーク

キッチンカーが大集合
いっぱい食べて いっぱい動こう！

時間 10:00～14:00

会場 伊吹第1グラウンド

みる 観るコーナー

11:00～ 夢のサッカー体験

会場: 伊吹第1グラウンド ヴィアベンテン滋賀ブース

村田和哉さんがキャプテン、
ほたるんとストリートサッカー勝負！！

11:30～ LIVE & 「シャイン」の手話ダンス

会場: 伊吹第1グラウンド ステージ

yokkoさんが手話ソングを披露！
最後には「シャイン」の手話ダンスをみんなで踊ろう！

12:00～ ダンスパフォーマンス

会場: 伊吹第1グラウンド ステージ

Diversityさんがダンスパフォーマンスを披露！

12:30～ フレイクダンスパフォーマンス

会場: 伊吹第1グラウンド ステージ

TAISUKEさんが世界トップレベルの
フレイクダンスを披露！体験もできるよ！

14:30～ ホッケーデモンストレーションゲーム

会場: OSPホッケースタジアム 中央コート

OSPホッケースタジアムを活動拠点におく
BlueSticks SHIGA vs コカ・コーラレッドスパークスの
ホッケーを観戦しよう！市内ホッケースポーツ少年団の
みんなも参戦するよ！！

かいじょう ちず 会場地図



米原市スポーツ
公式Instagramを
開設しました！



ジョイスポパークスタンプラリー
3つ以上の体験コーナーをまわって景品ゲット！

<主催・お問い合わせ> わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会（事務局 市スポーツ推進課）
TEL: 0749-53-5135 FAX: 0749-53-5129

<当日お問い合わせ> 伊吹山麓青少年総合体育館 TEL 0749-58-1155

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市リハーサル大会開催基本計画

1 趣旨

この計画は、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」（以下「国スポ・障スポ」という。）の開催に備え、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会の「第 79 回国民スポーツ大会競技別リハーサル大会開催基準要項」および「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市競技運営基本計画」に基づき、競技会運営能力の向上と市民の気運醸成を図るため、県、競技団体および関係機関等（以下「県等」という。）と協力して開催する競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）について定める。

2 大会の運営

大会の運営は、原則として国スポ・障スポに準じて実施するものとし、県等と協力し、効率化を図り創意工夫を凝らした大会運営に努める。

3 内容

（1）実施本部の設置

大会の運営に万全を期するため、大会実施本部を設置する。

（2）競技運営

競技運営の主管である県競技団体と緊密な連携の下、合理的かつ効率的に行う。

（3）競技役員等の編成

競技役員等の編成は、可能な限り国スポ・障スポに準じて行う。ただし、大会の規模や競技団体の実情等に応じた編成とする。

（4）施設

大会で使用する競技会場は、国スポ・障スポで使用する施設と同会場とし、必要に応じてアップ会場を設ける。また、国スポ・障スポ開催を見据え、大会の規模や趣旨に応じた会場設営に努める。

（5）競技用具の整備

大会に必要な競技用具は、できる限り現有するものを活用することとし、不足する場合は、借用での対応に努める。ただし、新たに購入するときは、国スポ・障スポでの使用を考慮する。

（6）記録

競技記録の収集および速報については、競技団体と緊密な連携の下に、迅速かつ正確に処理するよう努める。

(7) 式典

開・閉会式および表彰式は、競技運営に支障のないよう簡素化に努める。

(8) 観光・接伴

大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者および一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）を温かく迎えるため、必要に応じて競技会場等に歓迎装飾や案内所、休憩所等を設置する。

(9) 広報

大会の開催に対する市民の関心を高めるため、各種広報活動を展開する。

(10) 市民協働

多くの市民の参画を得ながら、大会を盛り上げる活動を展開する。

(11) 医事・衛生

大会参加者等の傷病に速やかに対応できるよう、関係機関および関係団体等（以下「関係機関等」という。）の協力を得て、医療救護体制を整えとともに、清潔で快適な環境の整備に努める。

(12) 輸送・交通

大会参加者等の輸送については、原則として既存の公共交通機関を利用する。

(13) 警備・消防

大会を安全かつ円滑に運営するため、関係機関等と連携し、雑踏事故、火災およびその他の災害・事故等を未然に防止することに努める。

4 その他

この計画に定めるもののほか、必要な事項は、市実行委員会の各基本計画に準じて実施する。

付 則

この計画は、令和5年10月1日から施行する。

2024年度（男子第66回・女子第46回）全日本社会人ホッケー選手権大会実施要項
（わた SHIGA 輝く国スポホッケー競技リハーサル大会）

1. 大会名 2024年度（男子第66回・女子第46回）全日本社会人ホッケー選手権大会
2. 主催 （公社）日本ホッケー協会、日本社会人ホッケー連盟
3. 共催 米原市、米原市教育委員会、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会
4. 主管 滋賀県ホッケー協会
5. 後援 滋賀県、滋賀県教育委員会、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会、
（公財）滋賀県スポーツ協会、米原市スポーツ協会
6. 期 日 令和6年（2024年）9月20日（金）～9月25日（水）
開会式 9月20日（金） 午後4時
競技日 9月21日（土）～9月25日（水）
7. 会 場 O S P ホッケースタジアム：滋賀県米原市春照 105 番地
米原市伊吹第1グラウンド：滋賀県米原市春照 77 番地 1
8. 参加資格 (1) 2024年度（公社）日本ホッケー協会及び日本社会人ホッケー連盟の双方に登録している
チーム・チームスタッフ・選手であること。
(2) 社会人女子プレミアムカップに参加していないチームであること。
(3) 各ブロック・社会人連盟から推薦されたチームであること。
(4) 2023年度男子・女子全日本社会人ホッケー選手権大会で上位4チームとなり、大会に
参加表明をしたチームであること。
(5) 監督は、（公財）日本スポーツ協会の「コーチ3（ホッケー）」以上の資格を有して
いること。
9. 参加人員 監督1名、コーチ1名、フィジオセラピスト・ドクター各1名、（または手当とする者
2名）・その他のチームスタッフ1名、選手30名以内の合計35名以内とする。
10. 参加申込 (1) 別紙参加申込書に必要事項を記入の上、電子メールにより、送付先A及びBへ令和
6年7月22日（月）までに同時に送信すること。
◎送付先A 〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 Japan Sport Olympic Square
（公社）日本ホッケー協会 TEL 03-6812-9200 FAX 03-6812-9210
メール アドレス info@japan-hockey.org
◎送付先B 〒521-8501 滋賀県米原市米原 1016 番地 米原市役所スポーツ推進課内
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会事務局
TEL 0749-53-5155 FAX 0749-53-5129
メール アドレス kokuspo-hockey@city.maibara.lg.jp
(2) チームスタッフ・選手の変更、追加（選手は、5名まで認める。）の期限は、令和
6年9月18日（水）午後5時までとし、所定の「登録変更届」を上記（1）に従い、
電子メールにより同時に送信すること。それ以降の変更は一切認められない。
(3) プログラム用原稿用紙は、必要事項を記入の上、電子メールにより、送付先Bへ令和
6年7月22日（月）までに送信すること。
11. 参 加 料 1チーム 40,000 円

◎参加料振込先

滋賀銀行 米原支店 (普通預金) 口座番号：375987

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会

(ワタガ かがヤコクスポ ショウスポ マイバラシ)

◎参加料納入期限 令和6年7月22日(月)午後5時まで

※参加料は、チーム名で振り込むこと。

※参加料については、いかなる理由があっても返金しない。

12. 競技規則 2024年度(公社)日本ホッケー協会競技規則・競技運営規程(レギュレーションを含む。)及び現在有効な通達事項及び大会運営規程に基づいて運営する。解釈等に疑義が生じた場合は、競技運営規程本文に基づいて解決をする。
13. 試合方法 トーナメント方式により、1位から4位までを決定する。なお、全ての試合において延長戦は行わずシュートアウト戦とする。
14. 組合せ抽選 日 時 令和6年7月25日(木)午後1時
会 場 新大阪駅周辺会議室 ※会場については、後日連絡いたします
(公社)日本ホッケー協会競技運営部、日本社会人ホッケー連盟、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会、滋賀県ホッケー協会等の立会いの下に行う。
15. 開 会 式 日 時 令和6年9月20日(金) 午後4時
会 場 米原市役所本庁舎コンベンションホール
(〒521-8501 滋賀県米原市米原 1016 番地)
※ 開会式への出席は男子全チームとし、出席者は、監督及び主将の2名とする。
ただし、やむを得ない事情で監督及び主将が出席できない場合は、大会TDが承認した代理人の出席を認める。なお、開会式には全チーム参加しなければならない。
16. 代表者会議 ≪男子≫ 日 時 令和6年9月20日(金) 午後5時
会 場 米原市役所本庁舎コンベンションホール
(〒521-8501 滋賀県米原市米原 1016 番地 TEL 0749-53-5155)
≪女子≫ 日 時 令和6年9月21日(土) 午後4時
会 場 伊吹薬草の里文化センター2F 視聴覚室
(〒521-0314 滋賀県米原市春照 37 番地 TEL 0749-58-0105)
※ 大会TDが開催する代表者会議には、必ず出席しなければならない。出席者は、監督及び主将の2名とする。やむを得ない事情で出席できない場合は、代理人の出席を認めるが、大会TDの承認が必要である。この代理人も大会参加申込書に記載されたチームスタッフ・選手でなければならない。
※ 会議には、登録ユニフォーム2着(シャツ・パンツ(スコート)・ストッキング、ゴールキーパーの上着)及び番号無しのユニフォーム2着必ず持参すること。受付の際にチェックを行う。なお、参加申込時の登録ユニフォーム以外は不可とする。
※ 参加チーム・競技役員は2024年度競技運営規程付属書4・5の「行動規範確認書」を必ず提出しなければならない。代表者会議の受付で提出すること。
17. 閉 会 式 日 時 令和6年9月25日(水) 競技終了後
(兼表彰式) 会 場 OSPホッケースタジアム 〒521-0314 滋賀県米原市春照 105 番地

※ 3位決定戦に出場したチームは、試合終了後、上記会場に移動して出席すること。

18. 宿泊・弁当 (1) 宿泊・弁当のあつせんを希望するチームは、別紙申込書に必要事項を記入の上、令和6年8月2日(金)までに「必着」するよう下記宛に申し込むこと。詳細は別紙「宿泊・弁当申込要項」による。

宿泊・弁当あつせん旅行会社：名鉄観光サービス株式会社 大津営業所
住所：〒520-0044 滋賀県大津市京町4-4-23 (アソルティ大津京町6階)
送付先名：名鉄観光サービス株式会社 大津営業所
電話番号：077-510-0100
FAX番号：077-510-0030
メールアドレス：zennihon.hockey2024@mwt.co.jp
営業時間：月曜日～金曜日 9:30～17:30 ※土日祝日定休
担当：二木、西村

- (2) 宿泊あつせんを必要としないチームについても宿泊先(宿舍名、所在地、電話番号)を上記旅行会社に必ず連絡すること。

19. その他 (1) 背番号は1番から99番とし、参加申込後の背番号の変更は認めない。
- (2) 試合に出場する選手については、申込み(追加・変更を含む。)をされた選手の中から18名(以内)の選手を選び、スターティングリストに記載すること。試合ごとにベンチ入りの18名(以内)を選択することができる。
- (3) スターティングリストは、基本的に電子メールによる送信で行う。
(詳細については、後日連絡する。)
- (4) JHA会員証の確認は、(3)と同様に後日連絡する。
- (5) 選手は健康保険証を必ず携帯すること。万一負傷等の事故があった場合、応急処置は行うが、その後の治療は参加選手自身と各チームの責任において行うこと。
また、選手の健康管理は、各チームで徹底すること。
- (6) 大会期間中のチームの移動については、チームの責任において行うこと。
- (7) 2021年6月24日付け、JHA競技運営部(旧技術委員会)からの通知「監督、選手、コーチ、手当者の兼任の徹底について」を厳守すること。
- (8) 大会TDにより出場停止処分を受けた場合には、次試合以降のスターティングリストに(S)と記入しなければならない。その際、ベンチに入る人数は削減される。
- (9) 本大会は、日本ドーピング防止規程に基づくドーピング検査対象大会である。
本大会に申込みした時点で日本ドーピング防止規程に従い、ドーピング検査を受けることに同意したものとみなす。また、未成年者である参加者は、ドーピング検査の実施について親権者の同意書を提出しなければならない。本大会参加者は、ドーピング検査を拒否または回避した場合、検査員の指示に従わない場合、帰路の移動等個人的諸事情によりドーピング検査手続を完了することができなかった場合等は、ドーピング防止規則違反となる可能性がある。ドーピング検査及びアンチ・ドーピングについては、JADAのホームページを参照すること。
- (10) 選手の安全面を考える上で、登録選手全員にマウスガードを装着させなければならない。マウスガードを装着できない場合は、その理由を書面(マウスガード未装着

届)にて、参加申込書と同様に電子メールで提出しなければならない。

なお、ゴールキーパーのマウスガードの装着は強制しない。

- (11) 本大会の「男子上位4チーム」は、「第98回全日本男子ホッケー選手権大会」の出場権を獲得する。また、「女子1位又は2位のチーム」は、「第85回全日本女子ホッケー選手権大会」の出場権を得るための決定戦(プレーオフ)に出場する資格が与えられる。
- (12) 持ち回りの優勝杯を保管するチームは、開会式(女子は代表者会議)の開始前に主管協会に必ず返還すること。
- (13) 大会試合球については、Kookaburra Sport Pty Ltd. 製造「Kookaburra Dimple Elite」を使用する。
- (14) 荒天またはフィールド状態不良時には、試合時間・会場の変更はあり得るが、会期の延長は行わない。特に、雷鳴・雷注意報等により、試合の緊急中断等の処置をすることがある。その際の判断は、大会TD及びA TD、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会(会場運営責任者)が協議して決定する。
- (15) フィジオセラピスト・ドクターに代わって、所属チームのスターティングリストに記載していない選手(20歳以上)を手当者として登録することができる。ただし、JHA への「チームスタッフ」としての登録は不要です。

わたSHIGA輝く国スポ競技別実施要項

〔6〕ホッケー競技（第1次案）

1 期 日 2025 年 10 月 1 日（水）から 10 月 5 日（日）まで（5 日間）

種 別	10月 1 日(水)	10月 2 日(木)	10月 3 日(金)	10月 4 日(土)	10月 5 日(日)
成年男子	1 回 戦	準々決勝	準々決勝	準 決 勝	3 位決定戦 決 勝
成年女子	1 回 戦	準々決勝	準 決 勝	3 位決定戦 決 勝	
少年男子	1 回 戦	準々決勝	準々決勝	準 決 勝	3 位決定戦 決 勝
少年女子	1 回 戦	準々決勝	準 決 勝	3 位決定戦 決 勝	

2 会 場

米原市 O S P ホッケースタジアムおよび米原市伊吹第 1 グラウンド

※各種別の試合会場は、競技日程のとおり

3 種別及び参加人員

種 別	監 督	選 手	参加都道府県	小 計	合計（人）
成年男子	1	13	10	140	560
成年女子	1	13	10	140	
少年男子	1	13	10	140	
少年女子	1	13	10	140	

（注） 成年男子・成年女子の監督は、選手を兼ねることができる。

4 競技上の規程及び方法

- （1） 公益社団法人日本ホッケー協会2025年度版ホッケー競技規則、競技運営規程、レギュレーション及び有効な通達事項に則り行うものとする。
- （2） 試合時間は全種別とも下表のとおりとする。

第1 クォーター	クォーター間	第2 クォーター	ハーフ タイム	第3 クォーター	クォーター間	第4 クォーター
15分	2 分	15分	10分	15分	2 分	15分

試合時間内に勝敗が決しない場合は、シュートアウト戦を行い、勝敗を決定する。

決勝及び3位決定戦においては、シュートアウト戦を行わず、両チームを第1位あるいは3位とする。

- （3） 競技方法は、種別ごとにトーナメント方式により実施する。
- （4） やむを得ない理由により、競技の開催が不可能になった場合、決勝・3位決定戦を行わ

- ないことがある。また、競技の開催は定められた期日を越えて行われることはない。
- (5) 特別事項は、別に定める大会運営規程による。

5 予選方法

(1) 都道府県大会

都道府県大会は、各都道府県協会の主催により実施し、種別ごとにブロック大会に出場する代表チームを決定する。

(2) ブロック大会

ア ブロック大会主管協会は、決められた都道府県と協議の上、期日、会場を決定し、公益社団法人日本ホッケー協会に届けるとともに、参加チームに通知する。

イ ブロック大会主管協会は、本大会実施要項に準じて、ブロック大会を実施し、本大会に参加する代表を決定する。

ウ 各チームは、所定の申込書にチーム名、監督名、選手名、背番号、生年月日、現住所、公益社団法人日本ホッケー協会会員ID等を明記し、所属都道府県協会を経由し、各ブロック主管協会に申し込むこと。なお、ブロック大会参加選手数は、18名以内とし、別途定める規定により選手の変更は6名以内とする。

エ 試合は、都道府県対抗とし、種別ごとにトーナメント方式により行う。

オ 主管協会は、ブロック大会終了後直ちに公益社団法人日本ホッケー協会に公式記録とともに、下記事項を記載したブロック大会報告書を提出しなければならない。

(ア) TD、TO、ジャッジ、審判員、参加チーム、監督、選手名（エントリーした者）。

(イ) レッドカードにより退場を命じられた者の氏名、チーム名及びその理由を明記したTDの報告書

(3) ブロック大会の所属都道府県及びその代表チーム数は、下表のとおりとする。

ブロック名	都道府県名	成年 男子	成年 女子	少年 男子	少年 女子
北海道	北海道	1	1	1	1
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	1	1	1	1
関東	茨城、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、栃木	1	1	1	1
北信越	新潟、長野、富山、石川、福井	1	1	1	1
東海	静岡、愛知、三重、岐阜	1	1	1	1
近畿	京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	1	1	1	1
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口	1	1	1	1
四国	香川、徳島、愛媛、高知	1	1	1	1
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	1	1	1	1
開催県	滋賀	1	1	1	1
計		10	10	10	10

6 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

総則5に定めるもののほか、次による。

- (1) 公益社団法人日本ホッケー協会登録規程により、登録された者で構成されたチームであること。

なお、登録した「チーム構成員の種類（選手・チームスタッフ）」以外で出場する場合や未登録の者は、公益社団法人日本ホッケー協会登録規程にある、＜登録の種別＞〔13〕国スポ（成年種別）、〔14〕国スポ（少年種別）に登録しなければならない。

- (2) 監督は、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく、公認ホッケーコーチ3、公認ホッケーコーチ4のいずれかの資格を有する者とする。
- (3) 選手は、ブロック大会において、同チームに登録を行った者でなければならない。

7 総合成績決定方法

男女総合成績（天皇杯得点）及び女子総合成績（皇后杯得点）は、競技得点と参加得点の合計とし、その得点の多い都道府県順に順位を決定する。ただし、同点の場合は、その順位を共有し、次の順位を欠位とする。

(1) 競技得点

天皇杯対象種別	皇后杯対象種別	競 技 得 点
成 年 男 子 成 年 女 子 少 年 男 子 少 年 女 子	成 年 女 子 少 年 女 子	各種別とも1位64点、2位56点、3位48点、4位40点、5位（4チーム）各20点の競技得点を与える。

(2) 参加得点

大会（ブロック大会を含む）に参加した都道府県に10点を与える。ただし、ブロック大会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

8 表 彰

- (1) 男女総合成績及び女子総合成績の第1位から第8位までの都道府県に、表彰状を授与する。
- (2) 男女総合成績第1位の都道府県に、大会会長トロフィーを授与する。
- (3) 各種別の第1位から第5位（4チーム）までに、賞状を授与する。

9 参加申込み方法

総則8に定めるもののほか、次による。

- (1) 所定のWebページ（国民スポーツ大会参加申込システム）へアクセスし、必要項目を入力の上、所属都道府県体育・スポーツ協会を通じて、2025年9月4日（木）までに申込み手続を完了すること。
- (2) 締切り期限以降は、所定のWebページ（国民スポーツ大会参加申込システム）へアクセスできなくなるので、締切り期限を厳守すること。
- (3) 参加申込み締切り後の監督・選手の変更は、疾病、傷害、その他の事故等の特別な場合のみ認めるものとし、その取扱いについては次のとおりとする。ただし、交代選手は、ブロック大会に登録した選手の中から行うこととする。なお、監督・選手の変更で身体的事由の場合は診断書の提出を必要とする。また、事故等の特別な事由については必ず証明するものを提出すること。この項における全ての変更の承認は、TDが行うものとする。その内容によっては変更を認めない場合もある。

ア 提出期日 2025年9月28日（日） 午後5時まで

イ 提 出 先

(ア) 〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE

公益社団法人日本ホッケー協会
TEL 03-6812-9200 FAX 03-6812-9210

- (イ) 〒520-0807 滋賀県大津市松本一丁目2番1号
わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会事務局
(滋賀県国スポ・障スポ大会局 競技運営室 競技係)
TEL 077-528-3324 FAX 077-528-4836
- (ウ) 〒521-8501 滋賀県米原市米原1016番地
わたSHIGA輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会事務局
(米原市教育部スポーツ推進課国スポ・障スポ大会推進室内)
TEL 0749-53-5155 FAX 0749-53-5129

なお、公益財団法人日本スポーツ協会に対しては、大会終了後、別途、所定の手続により、参加申込み情報を修正すること。

10 参加上の注意

- (1) 選手・監督ユニフォームには、都道府県名及び番号の標識を明確に表示するものとする。
これに違反したチームは出場停止とすることがある。
なお、都道府県名及び背番号以外のいかなる標識も付けることはできない。
また、製造者ロゴについては、公益社団法人日本ホッケー協会が定めるユニフォーム規定による。
- (2) 正規のユニフォームのほかに、全く違う色で正規のユニフォームと同じ背番号を付けたユニフォームを必ず携行すること。ゴールキーパーは、自チームのフィールドプレイヤーのそれぞれのシャツ(2着)と全く異なる色のシャツを2枚携行すること。また、チーム代表者会議に2種類持参すること。
- (3) 参加申込み後の背番号の変更は認めない。
- (4) 各チームとも、キャプテンマークを準備し、試合には必ず付けること。
- (5) 選手交代はビブス等を持って交代すること。
- (6) 全種別、マウスガードの装着を義務付ける。
- (7) 参加チーム・競技役員は「行動規範確認書」を必ず提出しなければならない。(提出方法については別途通知)
- (8) 国民スポーツ大会ホッケー競技には抗議制度はない。
- (9) 監督はゲーム終了後、速やかに公式記録用紙に署名をしなければならない。
- (10) その他不都合な行為があった時は、そのチームの出場を停止することもある。

11 その他

- (1) 組合せ抽選会
日 時 2025年9月7日(日) 午前11時
場 所 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内会議室
〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号
公益社団法人日本ホッケー協会
TEL 03-6812-9200 FAX 03-6812-9210
- (2) チーム代表者会議(出席者は監督と主将の2名とする)

日 時 2025年9月30日（火） 午後4時
場 所 米原市伊吹薬草の里文化センター ジョイホール
〒521-0314 滋賀県米原市春照37番地
TEL 0749-58-0105 FAX 0749-58-0296

(3) 開始式

日 時 2025年9月30日（火） チーム代表者会議終了後
場 所 米原市伊吹薬草の里文化センター ジョイホール
〒521-0314 滋賀県米原市春照37番地
TEL 0749-58-0105 FAX 0749-58-0296

(4) 表彰式

(少年女子)

日 時 2025年10月4日（土） 少年競技終了後
場 所 米原市ホッケー競技会場 おもてなしエリア

(成年女子)

日 時 2025年10月4日（土） 成年競技終了後
場 所 米原市ホッケー競技会場 おもてなしエリア

(少年男子)

日 時 2025年10月5日（日） 成年競技終了後
場 所 米原市ホッケー競技会場 おもてなしエリア

(成年男子・総合)

日 時 2025年10月5日（日） 成年競技終了後
場 所 米原市ホッケー競技会場 おもてなしエリア

デモンストレーションスポーツ

〔19〕フットサル（第 1 次案）

1 期 日 2025 年 9 月 7 日（日） ※雨天決行

受 付 10 時 00 分

開 始 式 10 時 15 分

競技開始 10 時 30 分

閉 会 式 16 時 00 分

2 会 場 BIG・BREATH（米原市）

3 種別及び参加人員

種 別	監督等	選 手	チーム数	参加人数 (人)	合 計 (人)
ファミリーフットサル	2	12	9	126	126

4 競技上の規程及び方法

(1) 9 チームを 3 チームずつの 3 つのブロックに分け、リーグ戦方式(10 分のランニングタイム)の予選ラウンドを行い、ブロックの 1 位による決勝戦を行う。

(2) 予選ラウンドは、勝ち 3 点、引き分け 1 点、負け 0 とし、勝点合計の多いチームを上位とする。

勝点合計が同じ場合は、以下の順により決定する。

当該チーム間の対戦成績→当該チーム間の得失点差→当該チーム間総得点→グループ内の得失点差→グループ内の総得点→抽選

(3) 競技中、ピッチ上には 5 名のうち小学生以下 1 名又は女性 1 名が常時出場していること。

5 選考方法

参加申込みは先着順とし、募集チーム数になり次第締め切る。

6 参加資格

原則として、滋賀県内在住の小学生以下の児童・幼児と保護者等の 5 名以上 12 名以内で構成されたチームとする。

7 表 彰

(1) 1 位 2 位 3 位に賞状を授与する。

(2) 参加者全員に大会参加記念証を授与する。

8 参加申込方法

- (1) 申込期間は、2025 年 7 月 1 日(火)から 2025 年 8 月 31 日(日)までとする。
- (2) 所定の「参加申込書兼同意書」に必要事項を記入の上、下記宛てにてメール又は郵送で提出すること。

申込先	宛先	提出部数
BIG・BREATH	〒521-0244 滋賀県米原市大野木 1777 電話：0749-56-0695 メール：ywatanabe@sunfamily.info	1 部

9 参加者負担金

無料とする。

10 参加上の注意

- (1) 参加者は、各自の責任において健康管理に十分に配慮の上、参加すること。
- (2) 競技中の傷害、疾病については、応急処置は主催者側で行うが、その後の責任は負わない。
- (3) 保護者の同意については、チームで同意をとった上で参加を申し込むこと。
- (4) 小学生の参加は、保護者または引率者の付添いを必要とする。
- (5) 会場までの移動については、各自、チームで行うこと。

11 個人情報の取扱いについて

参加申込書(同意書を含む。)に記載された個人情報については、以下のわた SHIGA 輝く国スポ障スポに関する業務に使用する。また、申込み時点で本人の同意が得られたものとする。

- (1) わた SHIGA 輝く国スポ障スポ参加意思及び参加人数の確認
- (2) 参加資格の確認(年齢、性別、所属、保護者の同意など)
- (3) 参加案内等の送付
- (4) 競技別プログラムの作成
- (5) 賞状等の筆耕
- (6) 競技結果、映像、写真の記録業務への使用及び広報誌、インターネット等への掲載

12 その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大、荒天時及び不測の事態の場合には、主催者側が開催の可否を決定し、BIG・BREATH ホームページで周知する。主催者側から参加者に対して、個別に連絡はしない。
- (2) この要項に定めない事項は、必要に応じて主催者側が協議して決める。

〔23〕 ユニホック（第1次案）

1 期 日 2025 年 5 月 18 日（日）※小雨決行

受 付 8 時 15 分

開 始 式 8 時 30 分

競技開始 9 時 00 分

閉 会 式 12 時 00 分

2 会 場 米原市 OSP ホッケースタジアム

3 種別及び参加人員

種 別		参加人員（人）	合 計（人）
第 1 部	小学生 交流の部	90	200 人
	中学生以上 交流の部	80	
第 2 部	全員交流の部	全員	
体験コーナー		30	

4 競技上の規程及び方法

- (1) 競技は、日本フロアボール連盟が定める「ネオホッケー競技ルール」ならびにレクレーションを重んじた本大会申合せ事項に基づき実施する。
- (2) 全ての試合を交流試合とする。
- (3) 第 1 部は、種別ごとに参加者全員で即席チームを結成し、交流試合を実施する。参加人数等によりチーム替えも行う。
- (4) 第 2 部は、全員で即席チームを結成し、交流試合を実施する。
- (5) 体験コーナーの内容は以下のとおりとする。
 - ア スティックの基本操作の説明と体験
 - イ ドリブル、パス、シュート等の基本説明と体験
 - ウ ユニホックの基本ルール説明と体験

5 選考方法

参加申込み先着順とし、定員になり次第受付を終了する。

6 参加資格

- (1) 原則として、滋賀県内に居住又は在勤、在学している者とする。
- (2) 参加申込みは、1 名から受け付ける。

7 表 彰

参加者全員に大会参加記念証を授与する。

8 参加申込方法

- (1) 申込期間は、2025 年 4 月 1 日（火）から 2025 年 5 月 8 日（木）までとする。
- (2) 所定の「参加申込書兼同意書」に必要事項を記入の上、下記宛てにメール、FAX、郵送のいずれかで提出すること。

申込先	宛 先	提出部数
滋賀県ホッケー協会 事務局	〒521-0314 滋賀県米原市春照 77 番地 2 伊吹山麓青少年総合体育館内 TEL 0749-58-1155 / FAX 0749-58-1213 メール ibuki-sports16@zb.ztv.ne.jp	1 部

9 参加者負担金

無料とする。

10 参加上の注意

- (1) 傷害保険の加入については、主催者側で加入する。
- (2) 参加者は、各自の責任において健康管理に十分に配慮の上参加すること。
- (3) 競技中の傷害、疾病については、応急処置は主催者側で行うが、その後の責任は負わない。
- (4) 小学生の参加は、保護者または引率者の付添いを必要とする。
- (5) 会場までの移動については、各自で行うこと。
- (6) 本大会は交流大会なので参加においては、参加者がお互い気持ちよく過ごせるように、ルールやマナーを遵守すること。

11 個人情報の取扱いについて

参加申込書（同意書を含む。）に記載された個人情報については、以下のわた SHIGA 輝く国スポ障スポに関する業務に使用する。また、申込み時点で本人の同意が得られたものとする。

- (1) わた SHIGA 輝く国スポ障スポ参加意思及び参加人数の確認
- (2) 参加資格の確認（年齢、性別、所属、保護者の同意など）
- (3) 参加案内等の送付
- (4) 競技別プログラムの作成
- (5) 参加記念証の筆耕
- (6) 競技結果、映像、写真の記録業務への使用及び広報誌、インターネット等への掲載

12 その他

- (1) 荒天時及び不測の事態の場合には主催者側が開催の可否を決定し、米原市ホームページ及び SNS 等にて周知する。原則として主催者側から参加者に対して、個別に連絡はしない。
- (2) この要項に定めない事項は、必要に応じて主催者側が協議して定める。

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会名簿

【令和 6 年 5 月 2 5 日現在】

(順不同・敬称略)

【会長】

番号	所属機関・団体名	役職	氏名
1	米原市	市長	平 尾 道 雄

【副会長】

番号	所属機関・団体名	役職	氏名
1	米原市議会	議長	矢野 邦昭
2	米原市スポーツ協会	会長	的場 收治
3	滋賀県ホッケー協会	会長	辻村 克
4	米原市商工会	会長	奥村 善彦
5	一般社団法人びわ湖の素DMO	代表理事	草野 丈太
6	米原市	副市長	要石 祐一
7	米原市教育委員会	教育長	馬淵 均

【常任委員】

番号	所属機関・団体名	役職	氏名
1	米原市議会（民生教育常任委員会）	委員長	山本 克巳
2	米原市スポーツ協会	副会長	丸本 光雄
3	米原市スポーツ推進委員協議会	会長	宮野 博幸
4	滋賀県ホッケー協会	副理事長	瀧上 正志
5	米原市ホッケー協会	会長	要石 正宏
6	米原市小学校校長会	会長	山口 昌章
7	米原市中学校校長会	会長	河地 誠
8	滋賀県立伊吹高等学校	校長	松本 忠和
9	米原市商工会	副会長	世一 辰男
10	一般社団法人びわ湖の素DMO	副代表理事	大澤 健
11	湖北健康福祉事務所（長浜保健所）	所長	嶋村 清志
12	一般社団法人湖北医師会	会長	森上 直樹
13	湖北地域消防本部	消防長	清水 正幸
14	米原警察署	署長	宮内 誠
15	公益財団法人伊吹山麓まいばらスポーツ文化振興事業団	常勤理事	山田 英喜
16	社会福祉法人米原市社会福祉協議会	会長	日比 繁樹
17	一般社団法人ホッケーアカデミー滋賀	理事	大澤 愛一郎

【監事】

番号	所属機関・団体名	役職	氏名
1	米原市監査委員	代表監査委員	古澤 宏之
2	米原市会計室	会計管理者	藤岡 保

【委員】

番号	所属機関・団体名	役職	氏名
1	米原市スポーツ協会	副会長	須戸 由幸
2	米原市スポーツ協会	副会長	木村 正美
3	米原市ホッケー協会	副会長	堀川 清文
4	米原市スポーツ少年団	本部長	樋口 昭

番号	所属機関・団体名	役職	氏名
5	滋賀県中学校体育連盟米原支部	支部長	堀江 広明
6	滋賀県小学校体育連盟米原支部	支部長	宮元 信彦
7	米原市スポーツ推進委員協議会	委員	荒木 茂子
8	米原市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	会長代理	高木 清文
9	滋賀県高等学校体育連盟ホッケー専門部会	委員長	北川 幸生
10	一般社団法人ホッケーアカデミー滋賀	理事	大橋 守
11	株式会社B I G・B R E A T H	代表取締役社長	梅本 哲男
12	地域包括ケアセンターいぶき	所長	畑野 秀樹
13	米原市消防団	団長	山本 勝憲
14	米原交通安全協会	会長	木村 幸太郎
15	社会福祉法人米原市社会福祉協議会	副会長	伊藤 信義
16	米原市伊吹学びあいステーション	次長	清水 啓子
17	米原市山東学びあいステーション	館長	横田 仁司
18	米原市近江学びあいステーション	館長(代理)	池田 真人
19	米原市米原学びあいステーション	館長	山口 江美子
20	公益財団法人伊吹山麓まいばらスポーツ文化振興事業団	事務局次長	岩山 幸太郎
21	米原市自治会連絡協議会	会長	西山 康弘
22	米原市健康づくり推進協議会	会長	中村 泰之
23	米原市子ども会育成連合会	専門理事	吉川 高弘
24	米原市P T A連絡協議会	副会長	三宅 正利
25	米原市青少年育成市民会議	会長	泉 峰一
26	米原市障害者福祉協会	会長	長谷川 綱雄
27	公益社団法人米原市シルバー人材センター	理事長	中川 雅晴
28	米原観光ボランティアガイド協会	会長	北村 哲雄
29	赤十字奉仕団米原地区委員会	委員長	山田 兼至
30	市民委員	市民	山本 太一
31	市民委員	市民	小野 千穂
32	市民委員	市民	富岡 尚子
33	米原市総務部	部長	宮川 巖
34	米原市政策推進部	部長	川瀬 直垂
35	米原市市民部	部長	坂 仁美
36	米原市くらし支援部	部長	宮野 肇
37	米原市まち整備部	部長	吉田 忠充
38	米原市政策推進部防災危機管理課	危機管理監	高橋 淳一
39	米原市議会事務局	事務局長	阿原 麻木子
40	米原市教育部	部長	口分田 剛

【顧問】

番号	所属機関・団体名	役職	氏名
1	衆議院	議員	上野 賢一郎
2	滋賀県議会	議員	角田 航也
3	米原市議会	副議長	細野 正行
4	米原市議会	議員	今中 力松
5	米原市議会	議員	山脇 正孝
6	米原市議会	議員	磯谷 晃
7	米原市議会	議員	吉田 周一郎

番号	所属機関・団体名	役職	氏名
8	米原市議会	議員	藤田 正雄
9	米原市議会	議員	堀江 一三
10	米原市議会	議員	鐔田 明
11	米原市議会	議員	鹿取 和幸
12	米原市議会	議員	振角 大祐
13	米原市議会	議員	中川 雅史
14	米原市議会	議員	山口 久志
15	米原市議会	議員	中川 松雄
16	米原市教育委員会	教育長職務代理者	中川 清和
17	米原市教育委員会	教育委員	本庄 通子
18	米原市教育委員会	教育委員	膽吹 照子
19	米原市教育委員会	教育委員	法戸 繁利
20	米原市教育委員会	教育委員	井口 英知

【参与】

番号	所属機関・団体名	役職	氏名
1	朝日新聞社大津総局	長浜地区担当	平岡 和幸
2	京都新聞社長浜支局	支局長	加藤 秀生
3	毎日新聞社長浜通信部	部長	長谷川 隆広
4	読売新聞社彦根支局	支局長	立花 宏司
5	中日新聞社彦根支局	支局長	神田 要一
6	産経新聞社大津支局	支局長	土塚 英樹
7	時事通信社大津支局	支局長	清家 太郎
8	共同通信社大津支局	支局長	三好 典子
9	滋賀夕刊新聞社	代表	押谷 洋司
10	びわ湖放送株式会社	取締役経営戦略本部長	松本 圭司
11	日本放送協会大津放送局	局長	小磯 亮
12	株式会社ZTV彦根放送局	副局長	谷川 善仁

【事務局】

事務局長	教育部理事（国スポ・障スポ大会推進担当）	高木 淳司
事務局次長	スポーツ推進課課長（国スポ・障スポ大会推進室室長）	横田 勝也
事務局職員	スポーツ推進課課長補佐（国スポ・障スポ大会推進室室長補佐）	高木 学
事務局職員	スポーツ推進課（国スポ・障スポ大会推進室）主幹	上村 浩
事務局職員	スポーツ推進課（国スポ・障スポ大会推進室）主事	渡辺 幹太

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会会則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 実行委員会は、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会において、米原市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑かつ安全な運営に関し、必要な事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第 3 条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 競技会の開催に必要な方針および計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設および設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催および準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体および関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、実行委員会の目的の達成に必要な事項に関すること。

第 2 章 組織

(組織)

第 4 条 実行委員会は、会長および委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 米原市を代表する者
- (2) 米原市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体および関係機関を代表する者
- (4) その他、会長が特に必要と認める者

(役員)

第 5 条 実行委員会に、次に掲げる役員を置く。

- | | |
|----------|--------|
| (1) 会長 | 1 人 |
| (2) 副会長 | 7 人以内 |
| (3) 常任委員 | 20 人以内 |
| (4) 監事 | 2 人 |

(役員を選任)

第 6 条 会長は、米原市長をもって充てる。

2 副会長および常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。ただし、会長が代表者である法人その他の団体との契約その他の法律行為（民事上のものに限る。）については、あらかじめ会長が定めた副会長が実行委員会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員および役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体または機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告するものとする。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問および参与)

第9条 実行委員会に、顧問および参与を置くことができる。

2 顧問および参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

5 前条の規定は、顧問および参与の任期等について準用する。この場合において、これらの規定中「委員および役員」とあるのは、「顧問および参与」と読み替えるものとする。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長および委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長または会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定および改廃に関すること。

(3) 事業計画および事業報告に関すること。

(4) 予算および決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他、重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知した事項について、代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、総会に出席したものとみなす。

6 総会の議事は、出席委員（前項ただし書の規定により、代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて監事、顧問および参与に総会への出席を求めることができる。

8 会長は、必要があると認めるときは、委員に、事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、委員長、副委員長および常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充て、副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

5 常任委員会の議長は、委員長または委員長が指名した者がこれに当たる。

6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 総会から委任された事項に関すること。

(2) 専門委員会の設置ならびに専門委員会への付託および委任に関すること。

(3) 総会を招集する時間的余裕がない緊急な事項に関すること。

(4) その他、委員長が必要と認める事項に関すること。

7 前条第5項、第6項および第8項の規定は、常任委員会について準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは、「常任委員会」と、「委員」とあるのは、「常任委員」と読み替えるものとする。

8 常任委員会は、第6項の規定により審議し、決定した事項および次条第2項の規定により専門委員会から報告があった事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託または委任された事項について調査および審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。

3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。この場合において、これらの規定中「委員および役員」とあるのは、「専門委員」と、「実行委員会」とあるのは「専門委員会」と読み替えるものとする。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第 14 条 会長は、総会および常任委員会(以下「総会等」という。)を招集する時間的余裕がないとき、または総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第 5 章 事務局

(事務局)

第 15 条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 6 章 会計

(経費)

第 16 条 実行委員会の経費は、負担金およびその他の収入をもって充てる。ただし、令和 4 年度については、米原市一般会計予算に必要な経費を計上し、これを執行するものとする。

(事業計画および予算)

第 17 条 実行委員会の事業計画および予算は、総会の議決により定めるものとする。ただし、令和 4 年度予算については、この限りでない。

(事業報告および決算)

第 18 条 実行委員会の事業報告および決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。ただし、令和 4 年度決算については、この限りでない。

(会計年度)

第 19 条 実行委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 7 章 解散

(解散)

第 20 条 実行委員会は、第 2 条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、米原市に帰属するものとする。

第 8 章 補則

(委任)

第 21 条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この会則は、令和 4 年 8 月 20 日から施行する。

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会 専門委員会組織構成

《総務企画専門委員会》

【敬称略】

番号	所属機関・団体名	氏名
1	米原市スポーツ協会	丸本 光雄
2	米原市スポーツ推進委員協議会	津田 真由美
3	米原市小学校校長会	山口 昌章
4	滋賀県米原市小学校体育連盟米原支部	宮元 信彦
5	米原市スポーツ少年団	樋口 昭
6	米原市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	高木 清文
7	米原市子ども会育成連合会	吉川 高弘
8	米原市PTA連絡協議会	三宅 正利
9	市民委員	小野 千穂
10	米原市商工会	江竜 謙一
11	一般社団法人びわ湖の素DMO	法邑 英明
12	米原観光ボランティアガイド協会	北村 哲雄
13	山東学びあいステーション	横田 仁司
14	伊吹薬草の里文化センター	新木 豊
15	米原学びあいステーション	山口 江美子
16	近江学びあいステーション	池田 真人
17	米原市障害者福祉協会	長谷川 綱雄
18	市民委員	富岡 尚子

《競技式典専門委員会》

番号	所属機関・団体名	氏名
1	滋賀県ホッケー協会	瀧上 正志
2	米原市ホッケー協会	要石 正宏
3	米原市中学校校長会（兼滋賀県米原市中学校体育連盟米原支部）	堀江 広明
4	滋賀県立伊吹高等学校	日夏 昭三
5	滋賀県高等学校体育連盟ホッケー専門部会	川瀬 成宏
6	株式会社BIG・BREATH	梅本 哲男
7	一般社団法人ホッケーアカデミー滋賀	大橋 守
8	公益財団法人伊吹山麓まいばら文化スポーツ振興事業団	岩山 幸太郎

《宿泊衛生専門委員会》

番号	所属機関・団体名	氏名
1	米原市商工会	川瀬 秀樹
2	一般社団法人びわ湖の素DMO	法邑 英明
3	湖北健康福祉事務所（長浜保健所）	青山まゆみ
4	一般社団法人湖北医師会（兼 地域包括ケアセンターいぶき）	畑野 秀樹
5	湖北地域消防本部	菖蒲池 学
6	社会福祉法人米原市社会福祉協議会	山川 敏彦
7	米原市健康づくり推進協議会	中村 泰之
8	赤十字奉仕団米原地区委員会	山田 兼至
9	公益財団法人米原市シルバー人材センター	中川 雅晴

《輸送交通専門委員会》

番号	所属機関・団体名	氏名
1	湖北地域消防本部	石居 克幸
2	米原警察署	濱 具視
3	米原交通安全協会	木村 幸太郎
4	米原市消防団	山本 勝憲
5	米原市自治会連絡協議会	宇野 富美雄
6	米原市青少年育成市民会議	泉 峰一

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会会則第13条第3項の規定に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会専門委員会(以下「専門委員会」という。)の組織および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の名称等)

第2条 専門委員会の名称ならびにわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会(以下「実行委員会」という。)の常任委員会からの付託事項および委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 若干名

2 委員長、副委員長および委員は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

(任期)

第4条 専門委員の任期は、会長が委嘱した日から実行委員会が解散するときまでとする。

2 前項の規定にかかわらず、専門委員が就任時におけるそれぞれの所属する団体または機関等の役員を離れた場合は、専門委員を辞任したものとみなし、その後任者が残任期間を務めるものとする。

3 会長は、専門委員に特別な事情が生じたときはその職を解き、必要に応じて補充することができる。

(委員長等の職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した順位により、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 専門委員会の議長は、委員長または委員長が指名した者がこれに当たる。

3 専門委員会は、専門委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。ただし、あらかじめ通知した事項について、代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、総会に出席したものとみなす。

4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（前項ただし書の規定により、代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

（専門部会）

第7条 専門委員会は、必要と認めるときは、専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会の委員は、会長が委嘱した者(以下「部会委員」という。)をもって構成する。

3 第3条から前条(第5項を除く。)までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会および専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれの委員長および部会長が別に定める。

付 則

この規程は、令和4年8月20日から施行する。

別表（第 2 条関係）

名称	付託事項	委任事項
総務企画専門 委員会	1 総務企画に関すること。 2 財務、広報および市民協働に関すること。 3 歓迎および接伴に関すること。 4 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
競技式典専門 委員会	1 競技運営に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 4 その他競技式典に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊衛生専門 委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事・衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送交通専門 委員会	1 輸送・交通に関すること。 2 警備・消防防災に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。

米原市のホッケーニュース

(1) ホッケータウンに認定

- ・日本ホッケー協会からホッケータウンの認定を受けた。
- ・日時：令和5年12月11日（月）



(2) 日本リーグ「BlueSticks SHIGA」ホームゲーム開催

- ・米原市を活動拠点に活動している、BlueSticks SHIGA のホームゲームが OSP ホッケースタジアムで開催される。
- ・当日、応援に来られる、滋賀県知事、米原市長に NANGA コラボポロシャツを着用いただき、ホッケータウンの PR、国スポ・障スポの啓発を実施予定
- ・BlueSticks SHIGA は今シーズン、ホッケー日本リーグ サムライリーグ D（ディビジョン）1 に挑戦されます。
- ・ホームゲーム日時, 対戦相手
 - ：令和6年7月6日（土）15：00～ ， 立命館ホリーズ
 - ：令和6年7月7日（日）13：30～ ， 岐阜朝日クラブ BLUE DEVILS



(3) ホッケー普及推進事業を実施

- ・市内全小学校でのホッケー出前授業（令和5年度：全38回、延べ1,997人が体験）
- ・ホッケー教室 ＊委託事業（令和5年度：全35回、延べ348人が参加）

(4) 滋賀県選抜国体チームの大会成績

- ・特別国民体育大会（本大会）ホッケー競技 成年男子 第3位

(5) 滋賀クラブの大会成績

- ・全日本社会人ホッケー選手権大会（SAGA2024 ホッケー競技リハ大会） 第4位
- ・全日本男子ホッケー選手権大会 ベスト8

(6) その他事業

- ・IBUKI CUP HOCKEY TOURNAMENT 2023 開催
 - ：日時 令和5年6月3日（土）中学生の部
 - 43 チーム参加 伊吹山中学校女子 第3位
 - 令和5年6月4日（日）小学生の部
 - 34 チーム参加 春照ホッケースポーツ少年団女子 第3位
- ・第46回西日本小学生・中学生6人制ホッケー選手権大会 開催
 - ：日時 令和5年11月18日（土）、19日（日）中学生の部
 - 36 チーム参加 伊吹山中学校男子 優勝
 - 令和5年11月25日（土）、26日（日）小学生の部
 - 43 チーム参加 春照ホッケースポーツ少年団男子 優勝